

第16回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月 9日（金） 午後2時00分から4時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席15番 福永 甚藏 委員

議席16番 林田 清光 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第76号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第78号 事業計画変更承認申請審議について

○議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○女性農業委員報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者 4名

事務局長 西出 幸司

局長補佐 松井 章

局長補佐(農地係長) 宿谷 辰夫

農政係長 石山 善栄

10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第16回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードにお願いします。
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 **【市民憲章唱和】**
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 **【農地利用の最適化に向けた研修会への参加お礼】**
【第72回全国植樹祭の式典会場が、鹿深夢の森に正式決定】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございます。
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は0名で、
遅参、早退の届出はありません。
よって、本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので
開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名
させていただきます。
議席順に、議席15番 福永甚藏委員と、議席16番 林田清光委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第75号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を
議題といたします。
まず、3条調書 整理番号14番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、市街化調整区域内農用地及び非線引都市計画区域内農用地です。
譲渡人が高齢で耕作が行えなくなり、親戚である譲受人に相談されたところ、
所有権の移転について合意されたため、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は現在、水口町今郷地先及び土山町大野地先で水稻を栽培されており、
申請地においても水稻栽培を行われる予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号14番につきましては、2つの区域に及びますので、議席8番 森地委員
ならびに議席7番 吉田委員からご説明いただきます。
それでは、区域順に森地委員・吉田委員の順に説明をお願いいたします。

森地農委 譲受人と譲渡人は親戚関係で、申請地は周囲の草もきれいに刈ってあります。
4～5年前から作付けされていませんが、その間は譲受人が草刈をされていました。
遊休農地の解消につながり、また周囲への影響もないので、許可相当だと思われます。

吉田農委 申請地は譲受人の所有地の隣にある遊休農地ですので、ありがたいことだと思います。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号9番 東推進委員、区域番号21番 中村推進委員の順に、
補足説明がございましたらお願いいたします。

東推委 私が最初に現地を見た時は草が生えておりましたが、今はきれいになっています。
本人もやる気がありますのでよろしくお願いします。

中村推委 これまでから草刈はきちんとされていきましたので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号15番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は都市計画区域外農用地です。
譲受人は、申請地と一体のほ場である農地を平成30年7月13日に取得されました。
今回、申請地の所有権移転に合意されたため、売買による所有権移転申請をされました。
譲受人は現在水稻と野菜を栽培されており、申請地では水稻を栽培される予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号15番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 当初は2筆一緒に取引される予定でしたが、諸事情により隣地だけが先となりました。
これまでどおりに耕作されますので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号40番 木下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 現地を確認し、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第76号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書 整理番号18番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は、農業を営む上で農機具等を保管する場所が必要となり、農業倉庫を建築し、また、倉庫の前面部分は自宅への進入路を兼ねることからコンクリート舗装を施すため、転用申請がありました。
雨水は敷地内勾配を利用し既設側溝へと排出されるため、周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号18番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。

担当農委 事務局の説明のとおりで、何ら支障はないと思います。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号33番 片山推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 全く問題ないと思っております。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」
を議題といたします。
最初に、整理番号42番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある
農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人と譲渡人は自宅が隣り合っており、これまで譲受人は譲渡人の土地を自宅への
進入路として利用されてきました。
今回、進入路部分を譲受人が売買により取得することで双方が合意されたものです。
雨水は自然浸透とし、また南側水路への放流も可能であるため、周辺農地への被害は
ないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号42番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人の父は譲渡人の弟であり、親戚関係です。
今回進入路部分を購入されますが、周囲への悪影響はないと思われま

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の
意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 譲受人は自宅の進入路として神社の参道を利用されていましたが、段差があるため
今回の申請となりました。
農地利用の最適化に支障はなく、書類も揃っているため許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号42番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号42番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号43番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。譲受人と譲渡人は親子であり、耕作放棄している土地を何とか有効利用したいと考え、また、クリーンエネルギーの供給に寄与したいとして、太陽光発電を検討されました。申請地は日当たりが良く、近接する農地も少ないことから適地と判断されました。計画によると、ほぼ現状の地盤高のまま、太陽光パネル220枚、最大49.5kWを打ち込み鋼管により設置されます。雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号43番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 9月11日に土地家屋調査士から話を聞きました。
何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 昔は田でしたが、湿田ですので転用は仕方ないと思います。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号43番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号43番については原案のとおり可決し、許可することに決定します

議長 続きまして、整理番号44番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 申請地は、団地規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。譲受人は、再生エネルギー事業により社会に貢献することを社業の一つとされており、今回、譲渡人と折り合いがついたため、売買により転用申請されました。既に申請地の西側農地は太陽光発電設置のための許可が下りており、東側農地は不耕作地で荒廃化が進んでいるため、周辺への影響は少なく適地と判断されました。計画によると、ほぼ現状の地盤高のまま、太陽光パネル120枚、最大49.5kWを打ち込み鋼管により設置されます。雨水は敷地内の自然浸透により処理され、周囲をブロック及びフェンスで囲われるため、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号44番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 10月14日に話を聞きました。
3ヵ月前にも周辺で太陽光発電の申請が出ており、何ら問題ないと判断しました。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 譲渡人は高齢となり後継者もいないため、転用を検討されました。
荒地となるよりは、転用して利用される方が良いと判断しました。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号44番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手多数】**
- 議長 挙手多数でございます。
よって、整理番号44番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号45番ならびに46番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号45番ならびに46番につきましては、申請地が隣接しており、譲渡人、譲受人が同一ですので、一括してご説明申し上げます。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。

譲受人は譲渡人の子であり、現在は市外の賃貸マンションにお住まいですが、将来のことを考慮し、また家族の増加もあり一戸建て住宅を建築されます。申請地は実家の隣接地であり、生活上の利便性が良いことから適地と判断されました。計画によると、整理番号45番の土地にある農業用倉庫を解体し、ほぼ現状の高さで造成し、2建て一般住宅を建築し、駐車スペースを設けられます。また、整理番号46番の土地は庭として利用されます。他法令の手続きでは、都市計画法の開発手続きも進めておられ、開発基準に基づき、汚水は公共下水道に接続、雨水は敷地南側の既設側溝を利用し放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号45番ならびに46番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人である息子が帰ってこられますので、結構なことだと思います。
排水等も問題ありませんので、周辺農地への影響もありません。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号29番 大谷推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 現地を確認しましたが、道路と宅地に囲まれており周辺農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、まず整理番号45番について採決します。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号45番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 次に、整理番号46番については、先程の一括説明で異議なしというお声をいただいておりますので、引き続き採決を行います。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号46番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

- 議 長 続きまして、整理番号47番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は、コンビニエンスストア等の経営を主たる事業とされています。
今般、周辺に住宅が多く交通の要衝でもある当該地を適地と判断され、譲渡人3名の農地に賃貸借権を設定し、店舗敷地とするため転用申請がありました。
計画によると、道路高さまで造成され、床面積226.28㎡の店舗を建設されます。
駐車台数は大小併せて30台程度を予定されています。
雨水は側溝を設置し道路側溝へと放流され、汚水は前面道路の既設管へ接続されるため周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号47番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地は長く耕作されておらず、高齢のため今後も同様の状況が続くと思われます。
周辺農地への影響はないと考えられますが、『転用によって近隣に迷惑がかかることのないようにしてもらいたい』との条件を付け、転用はやむを得ないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号32番 中島推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。
- 事務局 農地利用の最適化には問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号48番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号47番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号48番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は、事業拡大に伴い骨材、鋼材等を保管する場所を必要とされておりました。

今回、会社に比較的近い土地を探す中で、2名の所有者の協力を得られたこともあり、申請地を適地であると判断されたものです。計画によると、ほぼ現況どおりの土地に、土砂や砂利、鋼管、コンクリートブロックなどを保管されます。雨水は自然浸透による処理が可能であり、敷地西側の既設側溝へも排出できるため、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号48番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10月14日に現地を確認しましたが、現況は既に更地状態となっています。
周囲に農地はなく、問題はないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号34番 渡邊推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号48番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号48番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号49番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、非線引都市計画区域の用途区域外で農用区域内にある農地です。
農用区域内にある農地は原則許可できませんが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合は例外的に許可が可能です。
譲受人は電力事業者であり、今回、送電鉄塔の保守工事にあたり、申請地を借りてヘリポート及び資材置場を整備するため一時転用の申請がありました。
転用期間は許可後から平成31年3月31日までです。
申請地は、周辺に人家や障害物がなく目的地まで近いことから適地と判断されました。
計画によると、現状の地盤高にマットと鉄板を設置し、敷地面積2,376㎡の内1,992㎡をヘリポート及び送電鉄塔保守用の資材置場とされます。
雨水は敷地内での自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

- 議 長 ありがとうございます。
整理番号49番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 現況は田ですが不耕作地であり、一時転用でヘリポート・資材置場に利用されます。
工事が完了次第返還するとのことですので、よろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号39番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 申請地は山に囲まれており不耕作地となっておりますので、周辺への影響はありません。
民家と離れていることから、ヘリポートとしての利用も問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 倉田委員 昨日、関西電力が転用ではない申請書の同意書を持ってこられたが、転用が必要な場合と
そうでない場合との違いを教えてください。
- 事務局 電気事業者が自らの施設（鉄塔等）を設置される場合は、許可不要案件となります。
今回は工事の資材置場として利用されますので、許可が必要になります。
- 議 長 他に質問もありませんので、整理番号49番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号49番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号50番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は団地規模が概ね10ha未満の区域内にある農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は土木・建築一式工事の請負業者であり、甲賀市発注の大戸川橋橋梁長寿命化
修繕工事を受注したことから、施工場所近辺で現場事務所兼資材置場、工事車両等の
駐車場を探しておられ、施工管理するに当たり申請地が適地と判断されました。
計画によると、現状地盤高のままで、現場事務所や詰め所、トイレ、資材置場、駐車場
を設置され、それ以外の部分については鉄板敷で対応されます。
雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への
被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号50番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

- 担当農委 10月から橋の補修工事が行われていますが、申請地は使用されていません。周辺は新設道路と既設道路との交差点となるため、形状が変わっています。周辺に農地もありませんので、許可相当と判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号42番 山本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 補足説明はありません。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号50番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号50番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第78号「事業計画変更承認申請審議について」を議題といたします。
整理番号3番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
平成28年2月の5条申請当時は資材置場を目的とした申請を行われ、実際に一部を資材置場として利用されていましたが、小スペースに留まり有効活用できていないこと、他の場所での管理が可能になったこと、更には子供の将来等を考え一般住宅の建設を計画されることになったことから、今回の事業計画の変更に至られました。
申請地は自身所有の土地で、実家にも近いため適地であると判断されました。
雨水は周辺敷地に流出しないよう周囲にブロック等を設置し、一箇所に集め既設の道路側溝へと放流されます。
変更後の事業計画内容を精査した結果、許可要件を満たしていると判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号3番につきましては、議席5番、山下委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 当初は電気や配管の資材置場でしたが、目的を一般住宅に変更したいと申請がありました。
周辺農地には何ら影響はありませんので、許可相当と判断しました。

- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 特に補足説明はありません。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番については原案のとおり可決し、承認することに決定します。
- 議長 続きまして、議案第79号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は20件です。
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、
利用権設定等の明細のとおりです。
設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数20名、
借り手は実人数5名、面積は90,731㎡となります。
また、借り手・買い手の経営状況につきましては、20ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、
お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第79号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第79号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の農地転用の届出内容は、分譲宅地1件、駐車場2件の計3件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等は調書のとおりです。

農地法施行規則第29条第1号の届出は1件で、申請者の住所・氏名、土地の所在・地目・転用面積等は調書のとおりです。

議 長 ありがとうございました。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せつかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「広報編集委員会報告事項」**について、
山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員 **【第 1 回広報編集委員会の開催について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「女性農業委員報告事項」**について、
葛原委員よりお願いいたします。
- 葛原委員 **【女性茶話会について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 4 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**
【農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】
【甲賀北地区工業団地土地地区画整理事業に伴う意見について】
【7 月豪雨災害義援金について】
【農地集積・集約セミナーの案内】
【第 17 回総会について】
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等が
ございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は全て終了しました。
ご審議いただき、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、第 16 回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____